

# 高山市市民活動団体への登録方法

市民活動団体の組織化の促進、団体間の連携を目的として市民活動団体登録制度を設けています。  
※市民活動事業補助金の申請にはこの団体登録が必要条件になります。

## 団体登録の要件

団体登録ができる団体は、下記の要件をすべて満たす団体です。

- 特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動を行うもの、または特定非営利活動法人（NPO 法人）であること
- 構成員が5人以上であること
- 主たる事務所の所在地が市内にあること
- 活動区域が主に市内であること
- 入会に制限のない市民に開かれた団体であること
- 代表者及び運営の方法を会則、規約で定めていること
- 政治、宗教または営利を目的としていないこと

## 登録の流れ

①左記の要件を満たす団体は、下記の書類を協働推進課（本庁3F）に提出してください。

- 申請書（協働推進課窓口または市HPにあります）
- 団体登録簿
- 役員名簿（役員が5名以下の場合は会員の名簿）
- 規約、会則
- 活動内容が分かるもの（チラシ、総会資料、新聞記事等）

②市が提出された書類を審査し、登録の適否を決定します。

③登録の適否を市から団体の代表者へ通知します。

④登録された団体は市のHPに掲載し、提出していただいた登録簿は本庁1F情報公開コーナーで市民の方に閲覧していただけるようになります。

## 特定非営利活動促進法第2条第1項に規定される特定非営利活動

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 観光の振興を図る活動
5. 農山漁村または中山間地域の振興を図る活動
6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7. 環境の保全を図る活動
8. 災害救援活動
9. 地域安全活動
10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11. 国際協力の活動
12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13. 子どもの健全育成を図る活動
14. 情報化社会の発展を図る活動
15. 科学技術の振興を図る活動
16. 経済活動の活性化を図る活動
17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18. 消費者の保護を図る活動
19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動
20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県または指定都市の条例で定める活動

## 登録ができない団体

入会について住所地や各種条件など制限がある団体、会員や構成員の為の活動を主目的とする団体は対象になりません。  
（例：町内会や長寿会、趣味のサークルなどは対象外）

《申請・問合せ先》

高山市役所 協働推進課 協働推進係

TEL: 0577-35-3412

FAX: 0577-35-3414

MAIL: kyoudou@city.takayama.lg.jp

